

第 30 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月26日(木) 午後2時00分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室

3. 出席委員 (18人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫	11 番 長岡 賢市	12 番 後藤 仁
13 番	14 番 後藤 勝之	15 番 遠藤 智行
16 番 高橋 泰美	17 番 五十嵐敏博	18 番 齋藤 稔
19 番 鈴木 智	20 番 伊藤 重徳	

4. 欠席委員 8 番 伊藤 悟 13 番 手塚 房夫

5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 菅野邦彰主査 佐藤克宣主事

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 76号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 4 報告第 77号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 5 議案第 86号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 6 議案第 87号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理事業)

日程第 7 議案第 88号 飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

日程第 8 議案第 89号 飯豊町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する
申し合わせ決議について

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

令和元年、最後の総会になりました。今年は、例年になく、雪も少なく、穏やかな冬を過ごさせて頂いておりますが、喜んでいいのか、悲しんでいいのか、何とも申し上げられないところでございます。ただ、今年の作柄については、やや良ということで、皆様たいへん去年の悔しい思いを挽回されたのではないかと、感じております。

また、一昨日の農業新聞に、来年の3月末に見直しがなされる食料農業農村基本計画の策定において、2023年度までには、農地の8割を担い手に集積することに対しての確認がございましたが、大きい担い手だけに集約するという点でいいのかという疑問点が出てまいりました。これからは、家族農業、会社を定年になった後の農業に対しても、なんらかの支援が必要ではないのか、というような記事が出ております。来年、どのような方針がなされるのか、まだ分かりませんが、農業にとっては、また違う動きが出て来ることが予測されますので、みなさんと共に見守って行きたいと思っております。

ただ今より第30回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は8番伊藤悟委員、13番手塚房夫委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、9番朝倉隆一郎委員、1番鈴木寛幸委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。

それでは日程第3報告第76号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法第18条の規定によるについて報告させて頂きたいと思っております。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2713-2 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で、1,897 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2740-4 はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で、3,626 m ²	

3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字中ノ平 101-22	
	地目地積	田 1 筆で 889 m ²	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字中ノ平 101-22	
	地目地積	田 1 筆で 889 m ²	

1 番と 2 番の案件は、農地中間管理機構を通して、改めて借受ける為の解約になります。3 番、4 番の案件は、農地の売買に伴う解約になります。以上 4 件につきましてご報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。
 それでは日程第 4 報告第 7 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字長者原 3614 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 8 筆畑 1 筆で 15,464.00 m ²	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	高峰字毛下野六 3205-2	
	地目地積	田 5 筆畑 1 筆で 1,268.00 m ²	

1 番の案件は、令和元年 10 月 28 日相続によるもので、あっせんの希望はありません。2 番の案件は、平成 16 年 7 月 19 日相続によるもので、あっせんの希望はありません。以上、2 件について報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。
 それでは日程第 5 議案第 8 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が 3 件、新規の利用権設定が 4 件、利用権の再設定 2 件、合計 9 件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山王原 2323 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 16,210.00 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中ノ平 101-22	
	地目地積	田 1 筆で 788.00 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3024	
	地目地積	田 1 筆で 1,211.00 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町南 1796	
	地目地積	田 1 筆で 1,740.00 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字町南 1797 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,652.00 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2857	
	地目地積	田 1 筆で 5,880.00 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西原 5961 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,546.00 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字遠藤屋敷 4344-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,000.00 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字町東 3532-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,309.00 m ²	

以上 9 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。3 番須藤委員

須藤委員 　　1 番の案件について説明させていただきます。〇〇〇さんと、〇〇〇さん、今まで賃貸による耕作を行っていましたが、〇〇〇さんの強い要望によりまして、売買ということになりました。〇〇〇さんは、仕事面でも農作業も一生懸命やっておられる方です。金額に関しても、双方、話し合っただけ決めたということですので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の方よろしくお願ひ致します。

議長 　　他にございませんか。4 番高橋委員

高橋委員 　　4 番、5 番の案件ですが、道の駅の道路を挟んで、向かいの所です。以前は、ソバを作っていた所です。〇〇〇は、道の駅の隣で、ハウスで苺を作っている会社でございませす。なんら問題ないと思ひませす。金額のことですが、双方で話した金額でございませす。よろしくご審議のほどお願ひ致します。7 番の〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件ですが、〇〇〇さんは今まで園芸を主として経営してはいますが、稲作も拡大したいという強い意志がありまして、後継者もはいますので、なんら問題ないと思ひませすので、ご審議の程お願ひ致します。

議長 　　他にございませんか。5 番船山委員

船山委員 　　2 番、3 番の案件ですが、土地改良で決めた値段で引き取りたいという話でした。売る方も、買う方も、いろいろな話をしながらということですので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程お願ひ致します。

議長 　　他にございませんか。6 番横澤委員

横澤委員 　　6 番の案件ですが、貸主の〇〇〇さんの農地であります、農業用水の便が悪く、陥没の害があるということで、借主から返され、今度、〇〇〇さんが耕作するということでありました。元章さんは、平成 30 年に経営を引き継ぎ、現在、規模拡大を目指している途中ということでありませす。特に問題ありません。ご審議の程お願ひ致します。

議長 　　他にございませんか。9 番朝倉委員

朝倉委員 8番、9番の案件ですが、共に再設定ということで、〇〇〇さんについては、稲作を中心にやりながら、園芸をやり、手広くやっている方でございます。また、〇〇〇さんはIターンで来られて、園芸を中心に一生懸命やっておられる方でございます。今までも何ら問題ありませんでした。これからも、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程お願い致します。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しくお願いします。格別ないようでしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。
 それでは日程第6議案第87号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地中間管理機構に関することにつきまして、今回分けさせて頂きました。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画に関する案件で、4件でございますので、ご意見をお願い致します。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町一丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	白川字広面41-1はじめ18筆	
	地目地積	田11筆畑7筆で19,417.00㎡	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町一丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	中字山王原2354はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で15,262.00㎡	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町一丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	黒沢字二本松2713-2はじめ9筆	
	地目地積	田9筆で5,523.00㎡	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町一丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	萩生字下高野4601	
	地目地積	田1筆で5,001㎡	

以上4件について、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。それでは、日程第7議案88号「飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

菅野主査 飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、飯豊町長より協議依頼があったので、意見を求めます。

今回の変更につきましては、第2農用地利用計画の変更を、変更の内容にありますように、農用地区域からの除外300㎡でございます。農用地区域除外の内訳にありますように、区域番号Aの2、図面番号1. 除外する土地の所在、大字萩生字阿弥陀堂4541番1、面積2610㎡の内300㎡でございます。

除外の目的は、住宅の建設でございます。土地の地目、利用状況につきましては、登記簿、現況共に田、用途区分は後、土地利用の規制はございません。土地改良との関連ですが、国営造成白川土地改良施設整備事業がかかっています。平成12年から平成16年で、事業完了から8年が経過しております。

詳細な事業内容を説明させていただきます。申請地は、飯豊町役場から北へ20km、集落近くの農地であり、第1種農地に判断できます。案内図等を載せて頂いております。事業計画者は、飯豊町大字萩生字4541-6000さんです。

事業の目的は、住宅の建設でございます。事業計画、事業概要につきましては、木造平屋建住宅117㎡、駐車場24㎡、通路159㎡、合計300㎡でございます。土地の配置図を載せさせて頂いております。

農業生産の状況ですが、水稻を作付している農地であります。こちらにつきましては、耕作者は、飯豊町大字萩生字1962番地000さんが耕作していますが、同意を得ております。

当該農地を選定した理由につきましては、家族は増え、隣接する母屋が手狭になったことから、隣接地権者である祖父名義の農地が最適であると判断したようでございます。なお、祖父からの同意も得ております。その他、個別規制についてはございませんが、農地法に基づく、農地転用の許可申請について再度皆様に審議して頂きます。被害予想になしと記載しておりますが、近隣農地、農業用水路に影響のないよう関係機関と引き続き協議してまいります。

土地改良事業については、先ほど説明した通りでございます。変更予定地選定の

適否に関する市町村長の検討でございますが、農業振興地域整備計画第13条第2項第1号の要件満たしているかについては、集落に接続しており、農業上、法律上、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすことは軽微であり、要件は満たしていると判断しております。なお、事業計画と致しましては、4月より土地造成、住宅建築を行いたいという計画でございます。

以上、説明して頂き、皆様のご意見を頂きたいと思っております。

議長 長 ただ今の説明にご意見、質問等ありましたらお願いいたします。では、格別無いようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員です。よって、承認することに決定いたしました。それでは、日程第8議案第89号「飯豊町農業委員会の委員等の綱紀保守に関する申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、本日追加で配布させて頂きました資料をご覧いただきたいと思っております。議案第89号、飯豊町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてということで、説明させて頂きたいと思っております。

令和元年12月26日提出、飯豊町農業委員会会長、井上禎夫。

本年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出された。

一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。

我われ農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。

よって、我われは、下記事項について組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

記、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 全ての農業委員会が再発防止に向けて、法令遵守や倫理観を高めるための研修を実施すること。特に改選等によって新たに選ばれた農業委員、農地利用最適化推進委員に対しては、できるだけ早い時期に研修を実施すること。以上について、協議頂き、決議頂きますようお願い致します。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。この申し合わせの内容で決議したいと思いますが、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で決議することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第30回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
（午後2時55分閉会宣した。）

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年12月26日

議長 　　_____

署名委員（9番）_____

署名委員（1番）_____